

農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

農業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

農業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

農業分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、農地の集積・集約化や新規雇用就農者の定着支援等に取り組んでいる。

（生産性向上のための取組）

生産性向上のための取組として、業界では、生産性向上につながる品種や栽培技術の普及・拡大等、農業者の多様なニーズに対応した様々な取組を行っている。また、農林水産省としても、こうした業界の取組に対して補助事業等による支援を実施するとともに、都道府県知事が指定する農地中間管理機構（農地バンク）等を通じた農業の担い手への農地の集積・集約化を推進している。その結果、全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェアは、平成 25 年の 48.7%から令和 4 年には 59.5%に増加している。このほか、ロボット、A I、I o T等の先端技術の活用によるスマート農業の実用化に取り組んでいる。

（国内人材確保のための取組）

国内人材確保のための取組として、業界では、地域の企業等と連携し、人手不足に悩む農家と農作業に従事したい人材のマッチング等の取組を行っている。また、

農林水産省としても、①次世代を担う農業者の研修に対する資金の交付、②女性の活躍支援や農福連携の推進等により、若者・女性・高齢者等の多様な農業人材の確保・育成等にも努めており、49歳以下の新規雇用就農者が8年連続8,000人程度で推移するなどの成果を挙げている。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

農業分野では、「食料安全保障強化政策大綱（改訂版）」（令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、「平時から食料安全保障を確保し、いつでも必要な食料を供給できるようにするためには、農地・水等の農業資源、担い手、技術等の生産基盤を確保する必要がある。一方で、国内全体の人口減少が不可避となる中、持続的な食料供給を確保するためには、食料供給を担う者の確保を図りつつも、それでもなお少ない人数となった場合に備え、これに対応可能な生産基盤に転換していく必要がある。」としており、今後も現在の農地の総量確保を見込むこととした場合、令和10年度に必要な就業者数(基幹的農業従事者)を推計すると、約124万人となる。

この点、令和4年度における農業分野の有効求人倍率は1.85倍（農耕作業員1.59倍、畜養作業員2.72倍）と、全平均の1.19倍と比較し、0.66ポイント高く、同分野の人材確保は困難な状況にある。同分野における現時点（令和5年度）の就業者数116万人は、将来的な就業者数の減少見込みを踏まえると、令和10年度には91万人となる見込みであり、同年度には32万8,000人程度が不足することになる。こうした現状に対応するため、上記（2）の取組を進めているが、それでもなお相当程度の人手不足が見込まれる。かかる状況の下、食料安全保障を確保しつつ、持続的な食料供給を行っていくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、我が国の農業の存続・発展を図ることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

農業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は最大で7万8,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、農業分野において、令和10年度には32万8,000人程度の人手不足が見込まれる中、生産性向上や国内人材確保の取組（5年間で25万人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる最大7万8,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

農業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、農業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

(ア) 「1号農業技能測定試験（耕種農業全般）」

(イ) 「1号農業技能測定試験（畜産農業全般）」

イ 日本語能力水準

(ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

(ア) 「2号農業技能測定試験（耕種農業全般）」

(イ) 「2号農業技能測定試験（畜産農業全般）」

イ 実務経験

次のいずれかを満たすことを実務経験の要件とする。

(ア) 農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験

(イ) 農業の現場における実務経験

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

(1) 農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

(2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

(ア) 耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）

(イ) 畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

(ア) 耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務

(イ) 畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務

(2) 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

ア 直接雇用形態の場合、特定技能所属機関となる事業者は、労働者を一定期間以

上雇用した経験又はこれに準ずる経験があること。

イ 労働者派遣形態の場合、次の要件を満たすこと。

(ア) 特定技能所属機関となる労働者派遣事業者は、農業現場の実情を把握しており特定技能外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために必要な能力を有していること。

(イ) 外国人材の派遣先となる事業者は、労働者を一定期間以上雇用した経験がある者又は派遣先責任者講習等を受講した者を派遣先責任者とする者であること。

ウ 特定技能所属機関は、「農業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

エ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会に対し必要な協力を行うこと。

オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

農業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者を特定技能所属機関として外国人材を農業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

農業分野においては、①冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁閑がある、②同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応するため、農業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農業の特性に鑑み、かつ、豪雪地域等年間を通じた農業生産が維持できない農村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な農業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会を組織し、協議会において、外国人材が不足している地域について、外国人材不足の状況及び課題の把握並びに対応方策の検討、外国人材の適正な受入りに資する取組等の協議を行う。

協議会の構成員は、協議の結果に基づき、外国人材の適正な受入りに資する取組や関係する制度関係省庁等に対する働きかけを行う。

さらに、農業の次世代を担う人材の確保・育成、スマート農業の推進等による生産性の向上等の施策を通じて、農業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、農村地域の維持発展を図る。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
農業技能測定試験（耕種農業全般）	1号農業技能測定試験（耕種農業全般）
農業技能測定試験（畜産農業全般）	1号農業技能測定試験（畜産農業全般）